

超過利益の返納に関する特約条項

甲及び乙は、超過利益の返納に関し、次の特約条項を定める。

(超過利益の返納)

第1条 乙は、この契約の履行により適正利益をこえる利益（以下「超過利益」という。）を得た場合は、この特約条項の定めるところにより当該超過利益に相当する金額を甲に返納するものとする。

(適正利益)

第2条 この契約において「適正利益」とは、別紙の実績価格に関する計算基準における計算項目の利益に相当する金額（別表に別段の定めのあるときは同表に定める金額）をいう。

(実績価格)

第3条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。

3 前項の規定による実績価格の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。ただし、甲が第5条第1項ただし書に定める通知をした場合、その他原価監査を打ち切った場合は、実績価格の確定は行わないものとする。

(超過利益)

第4条 超過利益は、契約金額から実績価格を控除した金額とする。

(計算書等の提出)

第5条 乙は、契約の履行後 月以内に計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書を作成し、甲に提出するものとする。ただし、甲が次項により提出された契約金額超過見込計算書に基づき原価監査を実施した結果超過利益がない旨通知した場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約の履行の途中において、この契約履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額が契約金額を超過した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて契約金額超過見込計算書を作成し、甲に提出することができる。

3 甲は、第1項の実際価格計算書又は、前項の契約金額超過見込計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

(計算規則の承認等)

第6条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承

認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第7条 甲は、乙がこの契約履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書又は、契約金額超過見込計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。

4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第8条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 実際価格計算書又は契約金額超過見込計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第9条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下

この条において同じ。) から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常統的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第10条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（超過利益の返納の請求等）

第11条 甲は、乙に超過利益が生じた場合は、期限を指定して当該超過利益相当額の返納を乙に請求するものとする。

2 乙が、期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。